

野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループ（*1）に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

- (1) 本人が、現在または過去3年間において、原則として以下に掲げる者に該当しないこと。
- ① 当社関係者
以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。
 - A) 当社の業務執行者（*2）が役員に就任している会社の業務執行者
 - B) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
 - C) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
 - ② 野村グループの主要な借入先（*3）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な借入先とする者もしくはその業務執行者
 - ③ 野村グループの主要な取引先（*4）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な取引先とする者もしくはその業務執行者（パートナー等を含む）
 - ④ 野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）を超える報酬を受領している者
 - ⑤ 一定額を超える寄付金（*5）を当社より受領している団体の業務執行者
- (2) 本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。
- ① 野村グループの業務執行者
 - ② 上記(1)①～⑤に掲げる者（*6）

(注)

- *1 野村グループとは、当社及び当社の事業報告に重要な子会社として記載されているものをいう。
- *2 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。
- *3 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入（代替性や返済可能性等の観点から重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。
- *4 主要な取引先とは、最終事業年度における年間連結売上の2%を超える金額の取引（一般的な条件で行われるもの等、重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。
- *5 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。
- *6 (1) ① C)に掲げる事項は、本人が監査委員ではなく、かつ、当社の会計監査人において当該関係が会計監査人としての独立性に影響がないと判断している場合には適用しない。